

(平成24年9月20日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認三重地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年9月から同年11月までの期間、57年10月から58年2月までの期間及び同年10月から59年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年9月から同年11月まで
② 昭和57年10月から58年2月まで
③ 昭和58年10月から59年5月まで

申立期間については、自分自身で国民年金の加入手続をし、毎月、国民年金保険料を役場に納付していた。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に関する記憶が明確でなく、加入手続及び保険料納付の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和59年6月下旬から同年8月下旬までの期間に払い出されていることから、申立人の国民年金加入手続はその頃行われたものと考えられ、申立期間は国民年金の未加入期間となっているほか、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が現在所持している年金手帳にも、初めて国民年金の被保険者となった日として「昭和59年6月1日」と記載されており、この日付は市の記録やオンライン記録とも一致している。

このほか、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1932 (事案 695 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 3 月 1 日から平成 3 年 7 月 1 日まで
申立期間について、国民年金の加入期間となっているが、A社(後のB社)で継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、前回、i) A社は平成 17 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、閉鎖登記簿謄本により判明した役員に照会したところ、申立人は申立期間に同事業所に在籍していなかった旨の回答があったこと、ii) 複数の同僚に照会したところ、いずれも当時の記憶は不明確であり、申立てに係る事実を確認できる供述が得られなかったこと、iii) 申立人の雇用保険の加入記録によると、B社において昭和 61 年 2 月 1 日資格取得、62 年 2 月 28 日離職となっており、申立期間に係る加入記録は無いこと、iv) 申立期間は国民年金に加入しており、国民年金保険料の申請免除期間となっていること等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 11 月 27 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料や事情を提示することなく、「昭和 61 年 2 月 1 日から平成 11 年 12 月 16 日までA社で継続して勤務していたので、厚生年金の被保険者として認めてほしい。」と主張しているが、前回聴取した同僚と異なる複数の同僚に聴取したところ、申立人が当該事業所で勤務していたことを記憶している者はあるものの、いずれも申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用状況等についての供述を得ることはできなかった。

また、オンライン記録によると、申立人は昭和 62 年 3 月 1 日に厚生年金保

険の被保険者資格を喪失し、申立人の健康保険被保険者証は同年3月30日に返納されていることが確認でき、申立人が平成3年7月1日に被保険者資格を再取得した際には、新たな整理番号が付番されており、当該オンライン記録に不自然な点は見当たらない。

したがって、申立人の主張は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1933

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 5 月 20 日から同年 6 月 1 日まで
申立期間について、A社からB社（現在は、C社）へ期間が空くことなく勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社とB社の事業主は同一であり、申立期間以前から同社で勤務していたと供述しているところ、両事業所で厚生年金保険被保険者であった複数の同僚が、「A社とB社は同じ会社であり、いつからB社に変わったかはつきり認識しているわけではない。ずっと同じところから給料をもらっており、途中で給料が途切れたことはない。」と供述していることから、申立人についても申立期間に当該事業所のいずれかで勤務していたことが推認できる。

しかしながら、両事業所において厚生年金保険被保険者であった同僚の記録を確認すると、A社で資格喪失した後、B社で資格取得している者が29人おり、そのうち27人に空白期間があることが確認できる上、両事業所の事業主を含む6人については、A社の資格喪失日は昭和46年5月20日、B社の資格取得日は同年6月1日となっており、いずれも申立人と同日の記録となっている。

また、C社に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、申立人のB社における勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況を確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人に係る雇用保険の記録によると、A社において昭和46年5月20日離職、B社において同年6月1日資格取得となっており、オンライン記録における資格喪失日及び資格取得日と同日となっている。

このほか、申立期間について、申立人の厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。